

安全保障理事会決議 2051 (2012)

2012年6月12日、安全保障理事会第6784回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理決議 2014 (2011) および 2012年3月29日の議長声明を想起し、

イエメンにおける政治的、治安の、経済的および人道的状況に重大な懸念を表明し、

イエメンの統一、主権、政治的独立および領土保全に対する安保理の強い公約を再確認し、

全ての側が、安全保障理事会決議 2014 に従ったイエメンの政治的移行協定を履行することにおいて十分な且つ建設的役割を果たすことを奨励している 2012年5月21日の事務総長声明を歓迎し、

2012年5月23日のリヤドにおけるイエメンの友人閣僚会合後の共同議長声明および 2012年6月後半に資金供与者会合を主催するサウジ・アラビア国王による提案を含む、湾岸協力理事会イニシアティブおよび履行メカニズムに従った政治的移行協定に対して示された支持に留意し、

イエメン内の治安状況およびとりわけアラビア半島のアル・カーイダによる継続しているテロ攻撃に重大な懸念を表明し、またあらゆる形態および表現におけるテロリズムは、国際の平和並びに安全に対する最も重大な脅威の一つを構成することまたテロリズムのあらゆる行為は、その動機にかかわらず、犯罪であり正当化できないことを再確認し、

全てのテロリストおよびその他が、文民、石油、ガス並びに電力施設に対してまた 2012年5月21日のサヌアにおける攻撃を含む、イエメンにおける政治的プロセスを損なうことを目的としたものを含む、合法的な当局に対して攻撃することを非難し、

多くのイエメン人を人道援助の深刻な必要があるままにしているイエメンが立ち向かっている恐るべき経済的また社会的課題に留意し、

IMF ラピッド・クレジット・ファシリティ計画の履行を通じた経済の短期の安定に合わせている国家統一政府の焦点を歓迎し、

イエメンにおける状況の最善の解決策は、GCC イニシアティブと履行メカニズムおよび決議 2014 (2011) に定められているような、平和的変革並びに意味ある政治的、経済的および社会的改革を求め、イエメン国民の合法的要求と憧れを満たす平和的、包括的、秩序あるそしてイエメン人主導の政治的移行プロセスを通してであることを強調し、

移行プロセスが、GCC イニシアティブと履行メカニズムの当事者でなかった集団を含む、イエメン

における全ての側の関与と協力を要求していることを想起し、

政治的移行プロセスに不利に影響し若しくは遅らせ得る、幾つかの政治的関係者間の協力関係の最近の悪化や行動に懸念を表明し、

十分な説明責任を確保するため、申し立てられた人権侵害や虐待への、国際的基準に従った包括的、独立した且つ公平な捜査の必要性をくり返し表明し、

事務総長特別顧問、ジャマル・ベノマール氏によるイエメン訪問を含む、事務総長の周旋の継続的関与を歓迎し、

国際連合憲章の下での国際の平和および安全の維持に対する安保理の主要な責任に留意し、また同地域における平和と安全を脅かすイエメンにおける人道状況と治安状況の更なる悪化を避けるため GCC イニシアティブと履行メカニズムの実施における進展の必要性を強調し、

1. 決議 2014 (2011) に従った GCC イニシアティブと履行メカニズムの完全且つ時宜を得た実施に対する必要性を再確認する。
2. イエメンにおける全ての側が、政治的目標を達成するため暴力を用いることを拒否することを直ちに求める。
3. 履行メカニズムに一致した移行プロセスの第二段階は、次のことに焦点を絞るべきことに留意する。
 - (a) 包括的国民対話集会を開くこと
 - (b) 国が主導的役割を持つ統一された専門的組織のもとで治安部隊および軍隊を再構築すること並びに全ての武力紛争を終わらせること
 - (c) 移行期司法に対処するためのそして国民和解を支援するための措置
 - (d) 組織および選挙改革並びに 2014 年 2 月までに総選挙の実施
4. 治安部門改革および治安部隊と軍隊における上級者の任命における変化を含む移行プロセスを先に進めそして国民対話集会を開くための準備プロセスの開始の動きに対するアブド・ラッポ・マンスール・ハーディ大統領と国民統一政府の取組を支持する。
5. 若者および女性の集団とのものを含む、全てのものを十分に含んだ、参加型、透明性のある且つ意味のある国民対話集会を開くことの重要性を強調しまたイエメンにおける全ての利害関係者に対し、このプロセスに積極的且つ建設的に参加することを求める。
6. 石油、ガスおよび電力施設に対する継続的攻撃並びに軍隊および治安部隊の再構成に関する決定の妨害を含む、国民統一政府並びに政治的移行を損なうこと、および軍人と文民の任命に関する 2012 年 4 月 6 日の大統領令の実施を妨害することを目的としたあらゆる行動の中止を要求し、またかかる行為が継続した場合には、国際連合憲章第 41 条のもとでのものを含む、更なる措置を審議する安保

理の用意を表明する。

7. 人権侵害と虐待に責任を有する全ての者が責任を問われなければならないことを強調し、また刑事責任の免除を防止しまた十分な説明責任を確保するため、申し立てられた人権虐待や侵害への、国際的基準に一致した包括的、独立した且つ公平な捜査の必要性を強調する。
8. 子ども達が、武装集団によって勧誘されまた使用されそして軍の主要な要素となり続けていることに懸念をもって留意し、また子ども兵士の使用と勧誘を妨げる国の継続的取組を求める。
9. 危機の期間中不法に拘束された抗議する人々を直ちに解放する必要性についてイエメン政府および他の関係者の注意を喚起する。
10. イエメン政府に対し、更に遅れることなしに、和解を支援するための移行期正義に関する法令を通過させることを促す。
11. 全ての当事者に対し、国際人道法および人権法を含む、適用可能な国際法を遵守することを求める。
12. 国際連合および GCC を含む国際社会、とりわけイエメンの友人を通じたものに対し、イエメン政府が来るべき政治的、治安上の、経済的また人道的課題に応じるのに役立つ積極的且つ増加した支援を提供することを求める。
13. 国際社会に対し、イエメンに人道援助を提供することを奨励しまた 2012 年人道対応計画への十分な資金調達を求め、またこれに関連してイエメンの全ての当事者に対し、困っている住民に対する援助の提供を確保するため安全且つ妨害のない人道的アクセスを促進することを要請する。
14. 優先的政治分野および資金調達様式を定めた、並びに改革のための主要な分野を特定した、開発二年計画を完成させまた合意する国民統一政府の重要性を強調し、そして全ての資金供与者に対し、確立した資金調達様式を通じた開発計画を支援しまた来るべき資金供与者会議に寄与することを要請する。
15. アラビア半島のアル・カーイダにより実行されたか若しくは後援された攻撃の数が増えていることに安保理の懸念を、また国際連合憲章と適用可能な人権、難民および人道法を含む国際法に従ってこの脅威に対処する安保理の決意を、表明する。
16. 事務総長に対し、彼の特別顧問、ジャマル・ベノマールの取組を通じたものを含む、彼の周旋役割を継続することを求め、イエメンにおける移行が成功するのに貢献するために国際的な協力者との彼らの緊密な協調関係の重要性を強調し、またこれに関連して、移行プロセスの履行を支援しまたイエメン政府と協力して、とりわけ国民対話プロセスの支援において、当事者に対して助言を提供する専門家チームから成るイエメンにおける小さな存在を通じた国際連合の政治的関与を歓迎する。

17. 事務総長に対し、GCC イニシアティブの履行メカニズムにおいて明記されたように、国民対話と移行の支援における国際社会からの援助を調整し続けることを要請する。
18. 事務総長に対し、60日毎にイエメンにおける発展について報告し続けることを要請する。
19. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。